

マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインで転出届を！

町外へ転出する際は、マイナンバーカードを利用したオンライン届出が可能です。
(転入や転居の場合は来庁が必要です)



【準備するもの】

- ・マイナンバーカード
- ・マイナポータルにアクセスする端末
- ・連絡先電話番号
- ・新しい住所
- ・暗証番号（4桁・6桁以上）

スマートフォン等で、下記を読み取ってください



※カード取得時に15歳未満で署名用電子証明書（6桁以上の暗証番号）を取得していない場合は、事前に役場窓口で発行が必要です。

引越シーズンの転出届はぜひお手軽なオンライン手続きを！！

3月28日(土)から4月3日(金)に時間外窓口を開設します

3月下旬から4月上旬は、異動の手続きで窓口が大変混雑することが予想されます。門川町役場では異動に伴う手続きが必要となる一部の窓口業務を、開庁時間外に開設します。

【開設日時】

開設日	開設時間
令和8年3月28日(土)	午前9時から正午まで
令和8年3月29日(日)	
令和8年3月30日(月)	
令和8年3月31日(火)	午後5時15分から午後7時まで
令和8年4月1日(水)	
令和8年4月2日(木)	
令和8年4月3日(金)	

【開設する窓口と取扱業務】

開設窓口	取扱業務
町民健康課 町民窓口係	住民異動届(転入・転出・転居等)、各種証明書交付(住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明書等)、印鑑登録申請、マイナンバーカードの申請・交付

【ご注意】

住民票の異動届(転出・転入・転居など)は、国民健康保険や国民年金の資格の確認、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。忘れずに行うようお願いいたします。

なお、異動手続きの際は、本人確認証明書(マイナンバーカード・免許証等)が必要です。また、国民健康保険や児童手当、住所異動に伴うマイナンバーカードの更新に関する事など、後日窓口で手続きが必要な場合があります。

ご不明な点につきましては、町民窓口係までお問い合わせください。

お問合せ：町民窓口係 0982-63-1140(内線2121)